

みどり市学校部活動の地域展開推進計画

(素案)

令和8年2月

みどり市教育委員会

はじめに

第1章 みどり市の現状

- 1 少子化の進展と学校部活動の課題
- 2 教員の働き方の課題
- 3 地域展開の必要性
- 4 地域展開に対する意識

第2章 地域展開の基本的な考え方

- 1 基本目標
- 2 基本方針
- 3 推進計画の見直し
- 4 地域展開のスケジュールと具体化へのプロセス

第3章 みどり市地域クラブの方針

- 1 地域のクラブに係る体制
- 2 指導者・サポーター
- 3 適切な休養日と活動時間
- 4 活動場所及び移動手段
- 5 活動費

はじめに

学校部活動は、これまで学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により、体力や技術の向上を図るだけでなく、達成感の獲得や好ましい人間関係の構築を図るなど教育的意義を有してきました。しかしながら、少子化が進展する中、生徒・保護者の多様化するニーズへの対応、教職員の多忙化の一因とされるなど、多くの課題がありその運営に困難が生じてきています。

このような背景から、文部科学省は、令和2年9月に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方針を示しました。スポーツ庁・文化庁は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を策定し、令和5年度から令和7年度末までの3年間を改革推進期間と位置付け、地域の実情や実態に応じて、まずは休日から学校部活動の段階的な地域展開を推進するとしています。

このガイドラインでは「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを示しています。

群馬県教育委員会、群馬県地域創生部は、令和5年7月に「学校部活動の地域連携及び地域クラブへの移行に向けた推進計画」を示し、「令和7年度末までに、市町村や県内全ての公立中学校等で、地域や学校の実状に応じ、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組むことができる環境整備を進める。」ことを基本目標に掲げました。地域へ展開することで、様々な世代との交流を通じた多様な体験や学びなど、新しい価値が創生されることも期待されています。

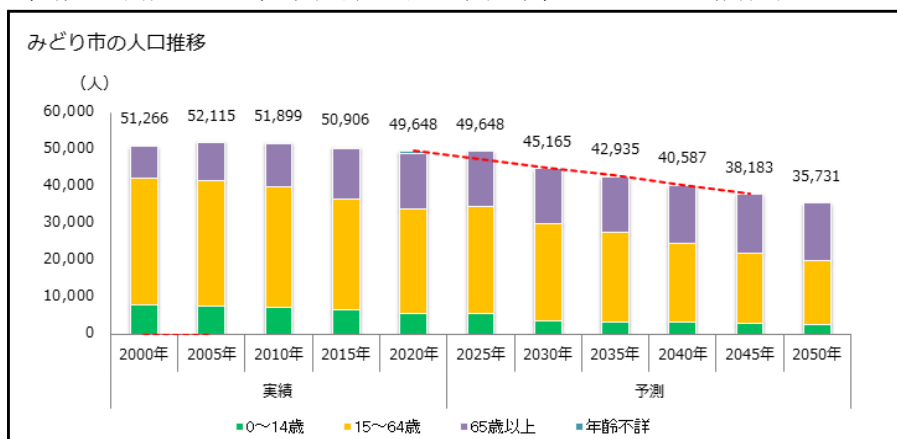
これらを受け、みどり市では、学校を含めた地域の中で、中学生世代のスポーツ・文化芸術活動の改善に着手し、学校と地域とが協力・連携し、土曜日・日曜日及び祝日（以下「休日」という。）の学校部活動を地域のクラブ活動へ展開する取組を始めています。地域のクラブ活動は、生徒の多様なニーズに応え、専門性の高い指導により、豊かなスポーツ・芸術活動に親しむ環境づくりを目指すものです。令和8年度から始まる改革実行期間の中で、休日における学校部活動を地域へ展開し、その後は、準備が整った学校部活動から平日も地域展開を実施していきます。そしてやがては、中学生世代にとらわれない地域住民の主体的な運営による多世代参加の「総合型地域スポーツ・芸術クラブ」が展開できる環境整備を目指していこうと考えています。

第1章 みどり市の現状

1 少子化の進展と学校部活動の課題

みどり市では下図のように、将来的に人口が確実に減少していくことが予測されており、特に若年層の減少が顕著となっています。この傾向を受け、「みどり市立学校の適正規模・適正配置基本方針」において生徒数を推計した結果、10年後には現在の生徒数から18.8%減少すると予想されています。この減少率は地区によって大きな差があり、笠懸地区では14.5%の減少に留まるのに対し、大間々地区では29.1%と、より大きな減少率が見込まれています。学校別に見ると、笠懸中学校が10.4%減、笠懸南中学校が19.7%減と予測されていますが、大間々地区の中学校では減少が深刻化する見込みです。大間々東中学校は24.8%減、そして大間々中学校に至っては34.2%もの大幅な減少が見込まれており、全校生徒が100名を割り込み、全学年1学級となるなど、小規模校化が最も進行すると予想されています。一方で、あずま小中学校の後期課程の生徒数は、現状のままほぼ横ばいに推移する見込みです。

以上のように大間々地区の生徒数の激減により、学校部活動は学校単位でチームを編成することが非常に難しくなっているのが現状です。現在、大間々中学校と大間々東中学校の2校で吹奏楽部が合同部活動を行っています。大間々中学校のスクールバスを活用して、平日・休日問わず、大間々中学校生徒が大間々東中学校で練習を行っています。



軟式野球部は令和6年度

に引き続き、笠懸地区・大間々地区の中学校間で休日や長期休業において合同部活動を実施しています。大間々地区2校による合同チームに留まらず、種目によっては笠懸中学校、笠懸南中学校をも含めた合同チーム編成が避けられない段階にきています。

令和7年度 みどり市内中学校・義務教育学校 部活動設置状況

| 学校名 | 部活動名 | 運動部 | 文化部 |
|-------|---|-----------|-----|
| 笠懸中 | 軟式野球、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレーボール、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、男子卓球、女子卓球、男子バドミントン、女子バドミントン、サッカー、陸上競技、水泳、(柔道)、吹奏楽、美術、家庭 | 13 (1) | 3 |
| 笠懸南中 | 軟式野球、ソフトボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール、男子バレーボール、女子バレーボール、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、男子卓球、女子卓球、男子バドミントン、女子バドミントン、サッカー、陸上競技、水泳、剣道、(体操)、(スキー)、吹奏楽、美術 | 16 (2) | 2 |
| 大間々中 | 軟式野球、男子バスケットボール、女子バレーボール、女子ソフトテニス、男子卓球、女子卓球、サッカー、陸上競技、剣道、吹奏楽、美術 | 9 | 2 |
| 大間々東中 | ソフトボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、サッカー、男子卓球、女子卓球、陸上競技、(水泳)、吹奏楽、美術 | 9 (1) | 2 |
| あずま小中 | 陸上競技、美術 | 1 | 1 |

() は特設部。大会のみ顧問が引率して参加。

2 教員の働き方の課題

少子化が進展している一方で、教員の多忙化が大きな社会問題となっており、新たな教育内容への対応、家庭環境の問題への関わりなど、学校が抱える課題が複雑化・多様化しているため、働き方の改革が求められています。

令和2年9月に文部科学省が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の中で、学校部活動は生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を有してきた一方、教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教員にとっては負担になっていることが指摘されています。

群馬県が実施した「教員の勤務実態調査結果」によると、時間外在校等時間の6月、7月、9月、10月の経年変化において、45時間以下の教員の割合が小・中学校ともに増加しており、勤務実態の改善傾向が見られます。しかしながら、中学校教員の時間外在校等時間が依然として長いという課題が明確になりました。下表の通り、45時間超および60時間超の割合は、経年比較では改善が見られるものの、10%を超える高い水準で推移しています。今回抽出した6月、7月、9月、10月は、中学校において通常の業務に加え、中学校体育連盟（以下「中体連」という。）の総合体育大会および新人大会、全日本吹奏楽連盟のコンクールおよびコンテストが開催される時期と重なります。中学校教員は、「生徒の力を最大限に伸ばしたい」「後悔のない大会になるよう支えたい」という強い思いで部活動指導や大会への引率を行い、大会運営にも深く協力していると推察されます。

このことから、部活動指導が中学校教員の時間外在校等時間に大きく影響を及ぼしていることは明らかであり、時間外勤務削減のためには、部活動の在り方に関する具体的な対策が喫緊の課題であると考えられます。

群馬県教職員の時間外在校等時間の状況【6月、7月、9月、10月の経年変化】

【小学校】

| 年度 | 令和4年度 | | | | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | | 令和7年度 | | | |
|-------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|
| | 6 | 7 | 9 | 10 | 6 | 7 | 9 | 10 | 6 | 7 | 9 | 10 | 6 | 7 | 9 | 10 |
| 45H以下 | 62.5 | 88.3 | 75.3 | 75.0 | 69.2 | 89.4 | 78.9 | 75.0 | 76.5 | 90.0 | 83.5 | 75.0 | 76.6 | 92.6 | 84.0 | 77.1 |
| 45H超 | 21.9 | 8.6 | 16.7 | 15.0 | 19.1 | 7.7 | 14.6 | 15.6 | 15.2 | 7.6 | 11.3 | 15.8 | 15.5 | 5.5 | 11.1 | 14.1 |
| 60H超 | 13.3 | 2.8 | 7.2 | 7.8 | 9.8 | 2.6 | 5.6 | 8.0 | 7.0 | 2.1 | 4.5 | 7.9 | 6.6 | 1.7 | 4.2 | 7.6 |
| 80H超 | 1.9 | 0.3 | 0.7 | 1.1 | 1.6 | 0.3 | 0.8 | 1.2 | 1.0 | 0.3 | 0.7 | 1.1 | 1.1 | 0.2 | 0.6 | 0.9 |

(%)

【中学校】

| 年度 | 令和4年度 | | | | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | | 令和7年度 | | | |
|-------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|
| | 6 | 7 | 9 | 10 | 6 | 7 | 9 | 10 | 6 | 7 | 9 | 10 | 6 | 7 | 9 | 10 |
| 45H以下 | 35.9 | 52.7 | 46.5 | 46.5 | 40.3 | 57.1 | 50.3 | 48.8 | 48.5 | 63.7 | 54.9 | 50.6 | 50.5 | 67.1 | 57.3 | 55.8 |
| 45H超 | 19.3 | 20.0 | 17.8 | 19.4 | 20.6 | 19.8 | 19.2 | 19.4 | 18.6 | 19.5 | 18.1 | 19.7 | 19.7 | 17.1 | 18.3 | 17.6 |
| 60H超 | 28.1 | 20.3 | 22.6 | 22.5 | 25.6 | 17.1 | 20.2 | 20.6 | 22.7 | 12.8 | 18.9 | 19.7 | 20.2 | 12.1 | 16.8 | 17.5 |
| 80H超 | 11.8 | 5.1 | 9.6 | 8.1 | 9.9 | 4.4 | 7.4 | 7.9 | 7.4 | 3.0 | 6.1 | 7.0 | 7.1 | 2.8 | 5.4 | 6.7 |
| 100H超 | 4.9 | 1.9 | 3.5 | 3.5 | 3.6 | 1.6 | 3.0 | 3.3 | 2.7 | 1.0 | 2.0 | 3.0 | 2.6 | 0.9 | 2.3 | 2.5 |

(%)

3 地域展開の必要性

前述した様々な課題を解決し、より質の高い活動環境を整えるためには、学校と地域の協力が欠かせません。これまで中学校単位で行われてきた部活動を、みどり市全域を視野に入れた広域的な活動を展開することにより、少子化による部活動の種類の減少を補い、生徒の活動機会を安定的に確保できます。学校の枠を超えて地域の指導者や施設を活用することは、生徒が多様な人々と関わりながら成長する機会を生み出します。また、教員の長時間労働の解消にもつながり、学校の働き方改革と負担軽減を強力に推進することが可能となります。

みどり市では、こうした多くのメリットを享受できる環境を整えるため、段階的な学校部活動の地域展開を図り、地域全体で子どもたちを育てる仕組みづくりを推進していきます。

4 地域展開に対する意識

本市では前述の様々な課題を踏まえ、学校部活動の現状や地域展開に対する考え等を把握するため、令和7年4～5月に意識調査を実施しました。

【調査名】 ★休日の学校部活動地域移行★アンケート

【調査期間】 令和7年4月18日～5月18日

【調査対象】

| 調査対象者内訳 | 回答数 (人) |
|------------|---------|
| 小学5,6年生 | 735 |
| 小学5,6年生保護者 | 442 |
| 中学生 | 892 |
| 中学生保護者 | 713 |
| 小学校教職員 | 140 |
| 中学校教職員 | 77 |
| スポーツ協会 | 3 |
| スポーツ少年団 | 11 |
| 公民館利用団体 | 9 |
| 文化協会加盟団体 | 5 |

【調査方法】 WEB調査、アンケート用紙配付調査

回答結果

小学5・6年生の意識

1. 小学5・6年生が中学校に入ってからやってみたい部活動

バドミントン(24.9%)、美術(18.8%)、家庭(15.9%)、陸上競技(15.8%)など現在中学校が設置している部活動への入部を考えている児童がほとんどでした。一方で、60名(8.2%)の児童は、入りたい部活動はないと回答しており、その関心はダンス、パソコン、科学など、多様な活動に分散していました。

2. 休日の活動を地域展開した場合の休日の過ごし方

「平日の学校部活動と同じ活動をする(29.8%)」や「平日の学校部活動とは違う活動をする(23.1%)」といった積極的な回答よりも、「活動しない(47.1%)」が非常に多い結果となりました。

3. 地域展開の認知度

学校部活動の地域展開の認知度は極めて低く、「知らない」と回答した児童が73.9%を占め、「知っている」と「詳しく知っている」を合わせてもわずか6.3%にとどまりました。

中学生の意識

1. 中学生が現在の部活動に所属している理由

「本当にやりたい活動だから(72.4%)」が最も多く、次いで「なんとなく(16.8%)」、「友達に誘われて(12.4%)」が続きました。「本当にやりたい活動ではない」という回答も5.2%見られました。

2. 休日を地域展開した場合の休日の過ごし方

小学5・6年生とは異なり、「学校部活動と同じ活動をする(54.7%)」が最も多く、次いで「活動しない(36.4%)」という結果でした。

3. 地域展開の認知度

小学5・6年生よりは高いものの、依然として「知らない」が65.0%と大半を占め、「知っている」と「詳しく知っている」を合わせても14.9%でした。

4. やってみたい活動

現在設置されている活動に人気が集まりました。スポーツで40種類、茶道や華道、和太鼓などの文化芸術活動で14種類、モルックやスポーツ鬼ごっこといったゲーム的活動で7種類と、多様な活動への興味が示されました。特に、みどり市で普及に取り組んでいるボッチャや、テレビ・SNSで話題のヒップホップなどのダンスへの興味が高いことが明らかになりました。

1. 地域展開の認知度

「詳しく知っている」は小・中学生の保護者ともに2%程度でしたが、「知っている」と回答したのは小学5・6年生保護者が21.5%に対して中学生保護者が46.3%と高い回答率でした。これに伴い、「知らない」と回答した割合は、小学5・6年生の保護者で32.9%と高い結果となりました。

2. 休日に地域展開した際の関わり方

「積極的に関わる」と「できるときだけ関わる」を合わせるとどちらの層も40%程度でした。一方で、「あまり関われない」と「全く関われない」を合わせると60%前後でした。また、「指導者として関わりたい」と回答した保護者は両層とも4名ずつでした。

3. 活動費と指導者への謝金額（活動費は月額、謝金額は1時間当たり）

活動費は共に3,000円が最も多く、次いで2,000円、1,000円の順でした。活動費の「支出は困難」と回答したのは小学5・6年生の保護者が6.6%、中学生保護者が9.5%でした。

また、指導者への謝金額（1時間当たり）については、両層ともに1,500円が最も多く約33%を占め、次いで1,000円で30%弱という回答率でした。

4. 休日の活動について（自由記述）

○地域展開への希望

- ・多感な中学生の時期に1つのスポーツに打ち込む素晴らしさはあるが、休日には視野を広げることから文化的活動に参加して自己肯定感を高められるような活動もまた重要である。
- ・地域の文化団体など、幅広い選択肢があってよい。
- ・子どもが興味あるものを作ってほしい。
- ・激しい練習とかではなく、どちらかといえばテクニックやコツ、楽しくできる練習方法などを教えてほしい。
- ・地域の方にも活動を理解してもらえるように、地域の行事やボランティア活動等をさせたい。
- ・学校での活動とは違う活動により、様々な体験と地域の人との交流の機会を増やしたい。

○地域展開に伴うリスクと課題

- ・地域展開となった場合、大会出場はどうなるのか。何の説明もなく不安で仕方ない。
- ・部活動は好きだが、この先塾に通わせることを考えると、経済的に余裕がないため活動費がかかると休日の活動をやめさせなくてはならず不安だ。
- ・地域展開ですべての生徒の受け皿を作ることは可能なのか。先生の負担軽減も大切だが、子どもの将来のこともしっかり見据えてもらいたい。
- ・中学生が放課後や休日の受け入れ先がなく、自宅にいることの弊害が生じないようにしてもらいたい。
- ・どんな指導者なら安心なのか。指導者として数年経験しているのか。

小学校教職員 及び 中学校教職員

1. 地域展開の認知度

教職員の地域展開の認知度は比較的高く、「知っている」と回答した割合は、両層とも55%前後でした。「詳しく知っている」を合わせると小学校教職員で60.7%、中学校教職員で71.4%でした。

2. 休日に地域展開した際の関わり方

休日に地域展開した活動への関わり方については、「積極的に関わる」と「できるときだけ関わる」合わせた肯定的な回答が、小学校教職員の17.8%に対して、中学校教職員の37.7%と高い割合を示しました。

3. 活動費と指導者への謝金額

活動費は3,000円と5,000円が高い回答率を占め、2,000円以下は保護者に比べ低い回答率でした。指導者への謝金額（1時間当たり）については、1,500円と2,000円が多く、30～40%を占めていました。

スポーツ・文化芸術団体

◎協力可能団体（部費は指導者への謝金、交通費、用具代等に使用する）

| 分類 | 活動名 | 協力の仕方 | 活動費(月額) | 謝金額(時給) |
|---------|------------|-----------------------------|----------|---------|
| 文化協会 | 華道・茶道 | やれることがあれば関わりたい | 2,000円 | 1,000円 |
| | 書道 | 手当の額に関係なく、指導員として生徒の指導に当たりたい | 1,000円 | 1,000円 |
| | 吹奏楽 | やれることがあれば関わりたい | 無料 | 無料 |
| | フラダンス | やれることがあれば関わりたい | | |
| 公民館 | 林業関係の研究 | 手当に納得がいけば、指導員として生徒の指導に当たりたい | 3,000円 | 1,500円 |
| | ダンス | やれることがあれば関わりたい | 3,000円 | 1,500円 |
| | 丹田呼吸法 | やれることがあれば関わりたい | 無料 | 1,000円 |
| | ヴァイオリン | やれることがあれば関わりたい | 3,000円 | 1,200円 |
| スポーツ協会 | 陸上競技 | やれることがあれば関わりたい | 2,000円 | 2,000円 |
| スポーツ少年団 | ミニバスケットボール | やれることがあれば関わりたい | 3,000円 | 1,000円 |
| | 剣道 | やれることがあれば関わりたい | 2,000円 | 1,200円 |
| | HIPHOPダンス | やれることがあれば関わりたい | 1,000円 | 1,000円 |
| | 柔道 | 手当に納得がいけば、指導員として生徒の指導に当たりたい | 5,000円以上 | 1,500円 |
| | バレーボール | やれることがあれば関わりたい | 3,000円 | 1,000円 |
| | 野球(笠懸北小) | やれることがあれば関わりたい | 2,000円 | 1,200円 |
| | 野球(笠懸小) | やれることがあれば関わりたい | 5,000円以上 | 2,000円 |
| | 野球(笠懸東小) | やれることがあれば関わりたい | 3,000円 | 1,000円 |

考 察

1. 地域展開の正確な理解

地域展開の必要性やメリット・デメリットが、まだ市民の皆様には十分浸透していないことが大きな課題となっています。学校部活動の地域展開は学校内だけで解決できる問題ではなく、みどり市民の皆様のご協力が欠かせません。市は今後、地域展開の目的や意義を深く理解していただけるよう、迅速かつ正確な情報発信を継続的に行っていくことが大切であると考えます。

2. 地域展開への不安

保護者からは、主に活動費の負担増と、指導者の質の確保に対する不安が挙げられています。また、地域クラブとして運営される場合の大会参加など、活動の継続性や在り方についても懸念されています。

3. 指導者と受け皿の確保

地域展開を推進する上で、指導者と受け皿の確保は大きな課題です。中学校教職員の約40%は活動への関与に前向きな姿勢を示していますが、実際に「指導者」として参画を希望する層は極めて少ないという結果になりました。受け皿については、現在、20近い団体から協力可能な回答を得ていますが、中には平日の活動を主とする団体もあるため、土曜日・日曜日に活動できる受け皿をさらに確保していく必要があります。

4. 多様なニーズへの対応

児童・生徒の回答から、スポーツだけでなく、文化芸術、ゲームなど、多様な活動ニーズがあることが判明しました。すべてに応えることは現実的ではありませんが、児童・生徒のニーズと指導者と活動内容がマッチングした場合は、できる限りその要望に応じるよう努めていきます。

5. 活動費(月額) 及び 謝金額(時給)

活動費(月額)と指導者への謝金額(時給)の負担意向について、関係者の立場によって開きが見られました。

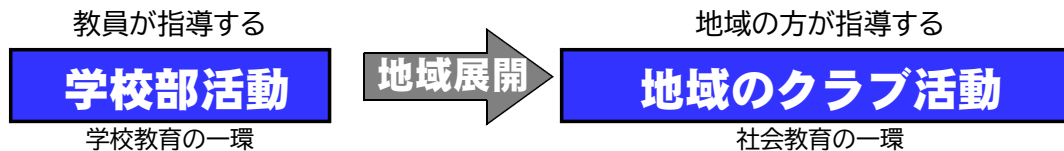
| 立 場 | 活動費(月額) | 謝金額(時給) |
|-----------|---------|---------|
| 小・中学校 保護者 | 2,200円 | 1,350円 |
| 小・中学校 教職員 | 3,200円 | 1,600円 |
| 諸 団 体 | 2,000円 | 1,200円 |

第2章 地域展開の基本的な考え方

1 基本目標

みどり市では、現在の市の状況に加え、国のガイドラインや県の指針を考慮し、学校と地域それぞれの実情に応じた形で、休日の学校部活動を段階的に地域のクラブ活動へ展開することを基本目標としています。この地域展開の実施にあたっては、これまで学校部活動が担ってきた教育的な意義や重要な役割をしっかりと受け継ぎ、学校と地域が連携しながら持続可能な運営体制の整備を図っていく必要があります。また、この新しい体制は、生徒にとって充実したスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが目的であり、単に勝つことや技術向上ばかりを追い求めるのではなく、生徒自身が自らの特性を深く理解し、主体的に考え、判断することで、自己の興味や関心を追求できる場とします。

この目標達成のため、みどり市が新しく立ち上げる「みどり市地域クラブ※」に限定せず、既存のクラブや団体も生徒の健全育成の場として重要な役割を担う存在であると考え、生徒の受け皿となり得る全てのクラブや団体を「地域のクラブ活動」として捉えて活動を進めていきます。



期待される効果

| 生徒 | 学校 | 地域 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 専門的な指導の受講 学校の枠を超えた交流 活動の選択肢の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> 授業準備時間の増加 長時間労働の解消 | <ul style="list-style-type: none"> スポーツ・文化芸術活動の活性化 多世代がつながる活動の増加 |

休日

| 学校部活動 (その学校の生徒が参加) | |
|--------------------|--------------------|
| 指導者 | 教員、部活動指導員 外部指導者 |
| 場所 | 在籍する学校及び近隣施設 |
| 費用 | 用具・交通費等の実費 |
| 補償 | 災害共済給付 |

◎地域のクラブ活動へ段階的に地域展開

地域のクラブ活動 (どの学校の生徒でも参加可能)

| | |
|------|---|
| 実施主体 | 合同部活動から発展したクラブ、スポーツ協会加盟団体、文化協会連合会加盟団体、スポーツ少年団各団体、公民館登録団体、民間スポーツクラブ、民間芸術団体 |
| 指導者 | 地域住民、希望する教員 |
| 場所 | 学校施設、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設 等 |
| 費用 | 活動費、用具代・交通費 等 |
| 補償 | 各種保険 等 |

○一定の要件を満たせば中体連主催大会および吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加は可能

平日の地域展開を段階的に進める

平日

学校部活動 (その学校の生徒が参加)

◎地域のクラブ活動へ段階的に地域展開

地域のクラブ活動 (どの学校の生徒でも参加可能)

○一定の要件を満たせば中体連主催大会および吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加は可能

※みどり市地域クラブについてはP11を参照

2 基本方針

基本目標を実現するため、以下の方針により地域展開を推進します。

方針Ⅰ

継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる体制の整備

- ・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承した活動を推進していきます。
- ・生徒のニーズを大切にスポーツ・文化芸術活動を拡充していきます。
- ・世代を超えた市民が関わることで、地域のスポーツ・文化芸術活動の活性化につなげます。

方針Ⅱ

適切な運営や継続可能な活動ができる体制の構築

- ・指導者を持続的に確保できる体制を整えます。
- ・指導者研修などの実施により、適切な指導者の質を確保します。
- ・受益者負担を原則とし、自立的な活動体制を整えます。

3 推進計画の見直し

本計画は、令和4年12月策定の国のガイドラインに即し、「みどり市学校部活動の在り方検討委員会」での検討を経て、本市の現状に合わせて策定しました。

今後、国・県の方針改定や市の実情、取組の進捗状況等を勘案し、柔軟に計画の見直しを図ります。

4 地域展開のスケジュールと具体化へのプロセス

○第1段階

休日において完全に地域展開し、学校部活動の代わりとなる受け皿(新規および既存のクラブや団体)への生徒の所属を目指します。

- ・既存団体に対し、休日における生徒の受け入れ可否を確認します。
- ・受入可能な団体を提示し、中学生および小学校高学年のニーズを把握します。
- ・受け皿が不足する活動については、新たな地域クラブを設立します。

○第2段階

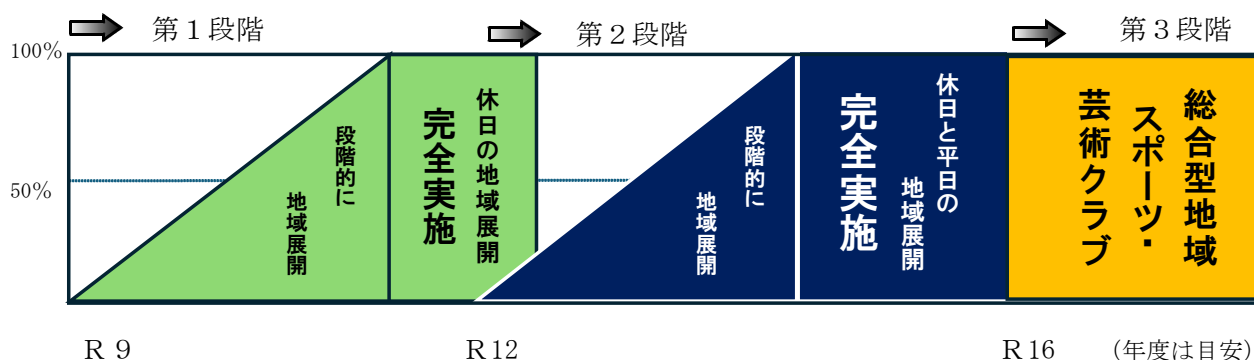
平日の活動が可能なクラブから段階的に地域展開を進め、完全実施を目指します。

- ・休日の受け皿団体に対し、平日活動の可能性を調査し、地域展開後の生徒の動向を把握します。
- ・平日の受入可能な団体を提示し、中学生および小学校高学年のニーズを把握します。

○第3段階

「総合型地域スポーツ・芸術クラブ」を最終的に目指します。

- ・子どもから高齢者まで誰もが参加でき、初心者から上級者までレベルに合わせて楽しめる総合型地域クラブを目指します。



第3章 みどり市地域クラブの方針

1 地域のクラブに係る体制

(1) クラブの運営方法

本市では、生徒の受け皿となる地域のクラブを、運営主体の違いから大きく2種類に分類しています。一つは、みどり市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が新しく設立し、直接運営する「直営型クラブ」です。もう一つは、既に存在し、市民や関係者が自主的に運営している「自主運営型クラブ」です。

さらに、この自主運営型クラブの中には、教育委員会の認定基準を満たした「自主運営型・認定地域クラブ（以下『認定地域クラブ』という。）」があります。この「直営型クラブ」と「認定地域クラブ」の2種類のクラブを、総称して「みどり市地域クラブ」と呼びます。

① 直営型クラブ

直営型クラブは、教育委員会が主体となって設立・運営するクラブです。現在の合同部活動を母体として発展・移行するほか、既存のクラブや団体が受け皿とならない場合に新設されるクラブも含まれます。教育委員会は、当面の間、クラブの運営主体となりますが、将来的には地域の団体等への委託を検討していきます。また、教育委員会は以下の役割を通じて、直営型クラブの活動を支援・指導します。

○活動支援

- ・ 公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用、使用料免除等）及び地域の指導者の確保、保険加入手続きなど、実施主体が円滑に活動できるよう適切な支援を行います。

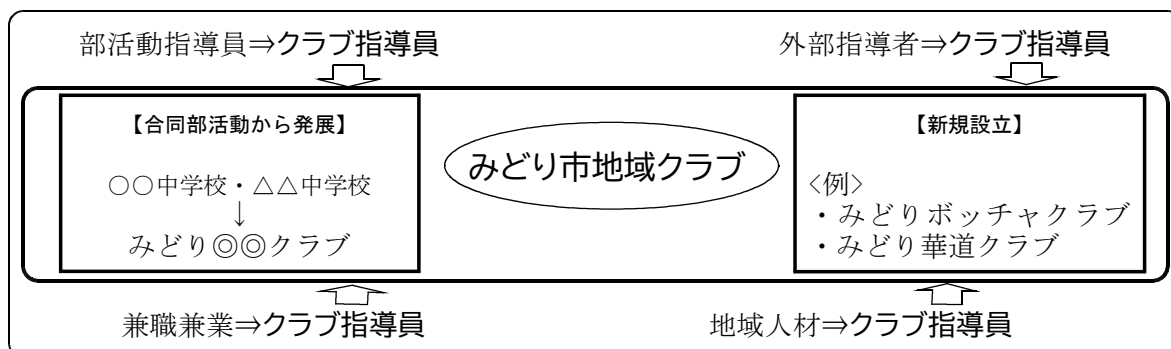
○教育的質の確保と指導

- ・ クラブ活動が、教育的な視点や生徒の健全育成の目的に沿っているかをチェックし、必要に応じて内容やプログラムの改善を指導します。
- ・ 学校部活動の地域展開と並行して、学校教育のカリキュラムや指導方針との連携を図り、円滑な展開を促進します。
- ・ 質の高い指導を提供するため、指導者に対し、教育委員会が企画・実施する専門的な研修（安全管理、指導法、ハラスメント防止など）を義務付けます。

○危機対応

- ・ 事故発生時の対応マニュアルや緊急連絡体制を教育委員会が作成し、指導者や運営スタッフに徹底させます。重大な事故が発生した場合は、教育委員会が責任主体となって対応にあたります。
- ・ 事故が発生した際の対応については、クラブ及び指導者は、スポーツ安全保険の適用範囲内において補償の義務を負うものとします。

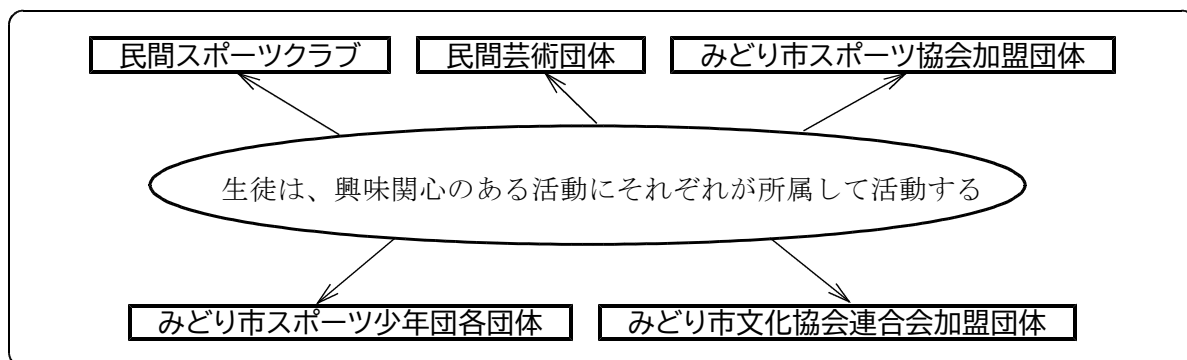
【直営型クラブの地域展開イメージ】



② 自主運営型クラブ

自主運営型クラブは、民間のスポーツクラブ、芸術団体、スポーツ少年団、文化協会連合会など、地域で活動を展開している多様な団体が運営主体となります。これらの団体は、会員から活動費を徴収するなどして自立的な財政運営を行っています。本市の中学生の活動の受け皿として、地域に根差した重要な役割を担っています。

【自主運営型クラブの地域展開イメージ】



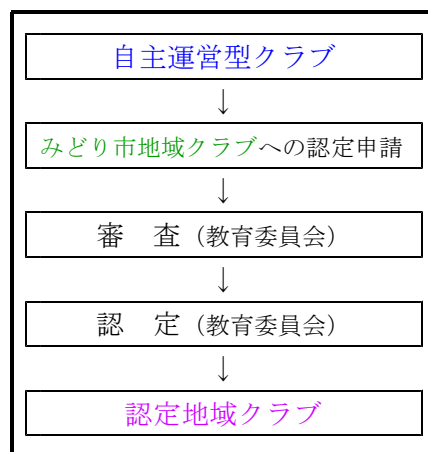
○ 認定地域クラブ

認定地域クラブとは、自主運営型クラブからの申請に基づき、教育委員会の審査を経て認定されたクラブを指します。審査にあたっては、本市の方針への合致や、学校部活動の教育的意義を継承・発展できるか等の要件を重視します。

この認定により、クラブは中体連主催大会やコンクールへの円滑な参加が可能となるほか、教育委員会から財政支援、施設利用の優遇、研修等の公的な支援を受けることができます。

なお、クラブの自立性を尊重し、教育委員会が直接運営に介入は行いませんが、活動中の安全管理や事故対応については、クラブ自身が最終的な責任を負うこととなります。

【認定地域クラブ 認定までの流れ】



(2) みどり市地域クラブの運営体制

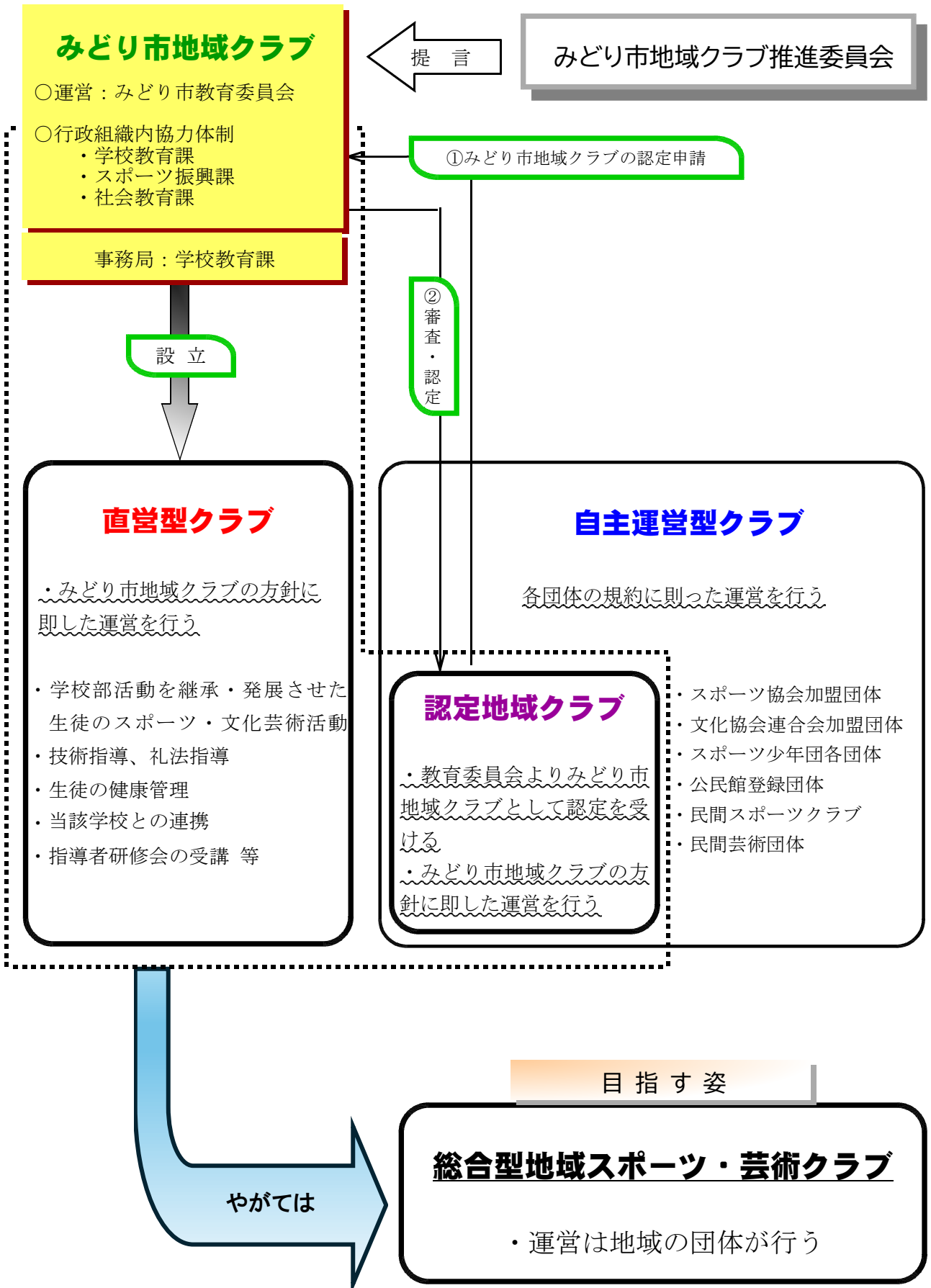
みどり市地域クラブの運営は、学校教育課が事務局となり、スポーツ振興課および社会教育課と緊密な連携・協力体制を構築し、運営実務全般を担います。

また、地域展開をより高度に推進するため、既存の「みどり市学校部活動の在り方検討委員会」を発展的に改組し、新たに「みどり市地域クラブ推進委員会」を設置します。本委員会は、各分野の専門的な知見や幅広い市民の意見を集約し、重要事項の審議や取組の評価・検証を行います。その結果に基づき、運営の改善や課題解決に向けた具体的な提言を行うとともに、関係機関との円滑な連携を図る役割を担います。

(3) 行政組織内の協力体制

| | |
|---------|---|
| 学校教育課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 直営型クラブの運営に係る事務全般の執行 ・ 認定地域クラブの認定に係る業務 |
| スポーツ振興課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ みどり市地域クラブへ学校施設等の優先的貸し出し ・ 市体育施設の貸し出し調整 ・ 市報等による広報活動 |
| 社会教育課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館及び公民館登録団体との連絡・調整 ・ 市報等による広報活動 |

(4)みどり市地域のクラブ活動「全体構想図」



(5) クラブ別 運営主体(団体)・実施主体が担う主な役割

| 地域のクラブ活動 | | |
|---|--|---|
| 直営型クラブ | 自主運営型クラブ | |
| | みどり市地域クラブの認定あり ----- 認定地域クラブ | みどり市地域クラブの認定なし |
| <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会による運営 ● 新しい受け皿の設立 ● 指導者・サポーターの確保 ● 財政面全般の管理 ● 活動場所の確保 ● 保険加入手続き ● 活動の周知に係る広報活動 ● 指導者研修会の計画・実施 <p>【実施主体の主な役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● みどり市地域クラブの方針の遵守 ● 技術指導、礼法指導 ● 大会・コンクール等参加 ● 生徒の健康管理 ● 指導者研修会の受講 ● 学校との適切な連携 | <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各団体の規約に即した運営 ● みどり市地域クラブの方針に即した運営 ● 自立的な財政運営 <p>【教育委員会からの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財政支援 ● 保険加入手続き ● 活動場所の確保 ● 指導者、サポーターの紹介 <p>【実施主体の主な役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● みどり市地域クラブの方針の遵守 ● 技術指導、礼法指導 ● 大会・コンクール等参加 ● 生徒の健康管理 ● 指導者研修会の受講 ● 学校との適切な連携 | <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各団体の規約に即した運営 ● 自立的な財政運営 |

| みどり市地域クラブ |
|---|
| <p>【みどり市地域クラブとしての主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展 ● 適切な活動時間や休養日の設定 ● 誰もが参加しやすい参加費等の設定 ● 適切な指導体制の確保 ● 適切な安全確保の体制の確保 ● 適切な運営体制の確保 ● 学校等との適切な連携 |

2 指導者・サポーター

(1) 指導者及びサポーターの職務

①指導者

- ・ 指導対象者に対する技術指導及び育成指導
- ・ 中学校との指導方針及び生徒情報の共有
- ・ 指導業務に関する指導計画の策定及び実施
- ・ 指導業務時間中の参加者及び指導場所における安全管理の徹底
- ・ 活動中の事故、怪我、体調不良等、緊急時の応急処置及び連絡体制の構築・実行
- ・ 地震・火災等の災害発生時における避難誘導と安全確保
- ・ 大会や練習試合等への引率及び指導

②サポーター

- ・ 指導者の負担軽減を図るための業務
- ・ 技術指導や安全管理の補助
- ・ 緊急時における指導者の補助（救急要請、保護者連絡、他の生徒の安全確保等）

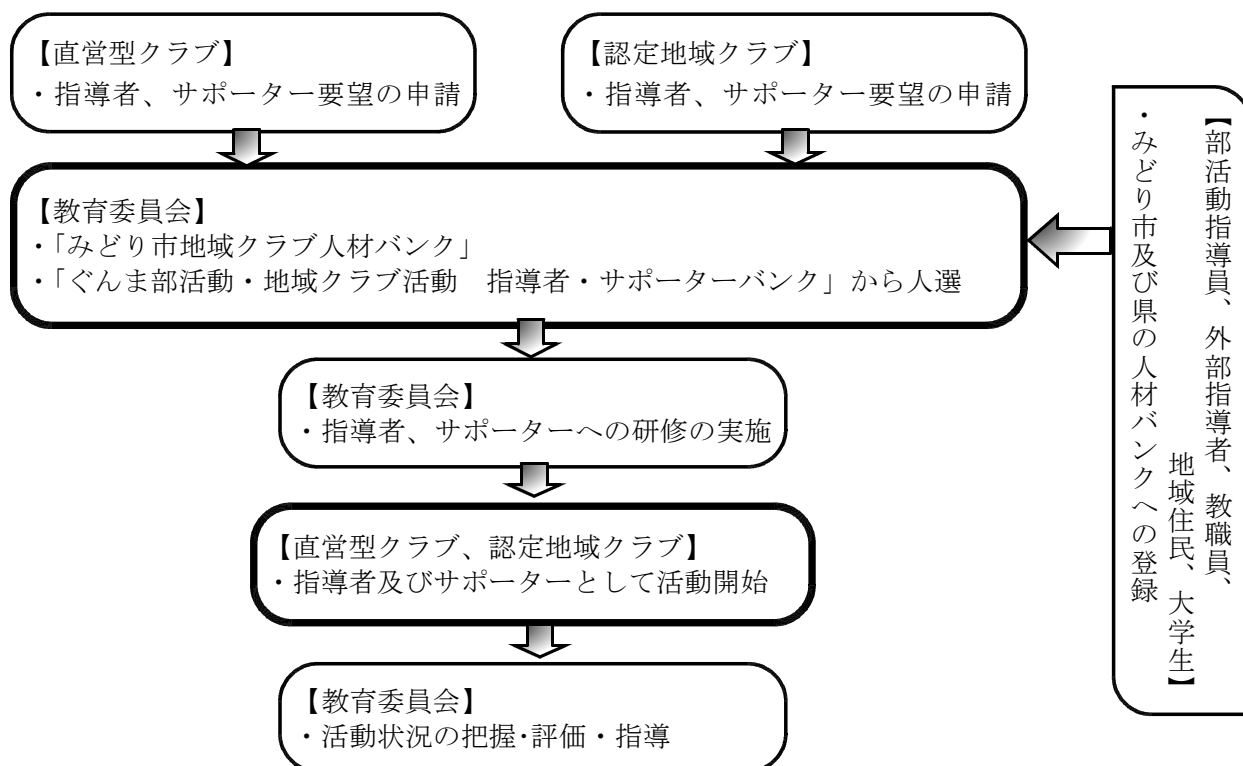
(2) 指導者及びサポーターの確保

みどり市地域クラブの指導者は、市の規程を遵守し、法令等に基づき適切かつ公正な指導を行う義務があります。教育委員会は、指導者に対して適切な指導および監督を行います。また、安全な活動を確保するため、現場には18歳以上の指導者1名以上、および18歳以上のサポーター1名以上の配置を原則とします。

指導者やサポーターの人材の確保には、「みどり市地域クラブ人材バンク」や「ぐんま部活動・地域クラブ活動 指導者・サポーターバンク」を活用し、部活動指導員、外部指導者、教員（兼職兼業）、地域住民などから幅広く募るよう努めます。

大学生は最新の理論に基づいた技術指導や、生徒との近接した年齢による意欲向上が期待できる重要な人材です。指導者またはサポーターとして積極的に協力を依頼します。

みどり市地域クラブへの指導者、サポーターの派遣の流れは下図の通りです。



(3)指導者の資質向上と生徒の安全確保

確保した人材に対しては、指導技術や安全管理、ハラスメント防止等に関する研修を定期的を実施し、指導の質の維持・向上を図ります。あわせて、勝利至上主義など指導者の一方的な方針で活動することのないよう、生徒の安全・健康面への配慮や、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に向けた意識啓発を徹底します。

3 適切な休養日と活動時間

みどり市地域クラブでは、生徒の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう週あたりの総活動時間を11時間程度とします。下表の「みどり市立学校に係る部活動の方針(平成30年7月)」を参考とし、適切な休養日を設定します。なお、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲に収まり、かつ、週当たり2日以上以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を3日以内に抑えつつ土曜日・日曜日に連続して活動を行うなども可能とします。

参考：「みどり市立学校に係る部活動の方針(平成30年7月)」

| | |
|-----------|--|
| 休養日 | <ol style="list-style-type: none">1. 必須の休養日<ul style="list-style-type: none">・平日1日と土曜日・日曜日いずれか1日の最低週2日の休養日を確保。2. 土曜日・日曜日両日活動時の対応<ul style="list-style-type: none">・大会参加等で両日活動した場合、代替休養日の確保が必須。3. 代替休養日の設定<ul style="list-style-type: none">・代替休養日は直近の日への設定。4. 三連休の対応<ul style="list-style-type: none">・三連休等の場合、やむを得ない場合を除き、1日の休養日を確保。 |
| 活動時間 | ・平日では2時間程度、休日では3時間程度 |
| 定期テスト前の活動 | ・市内各中学校は中間・期末テスト前3日間は部活動休止日として設定 |

4 活動場所及び移動手段

スポーツ活動については、みどり市立小中学校・義務教育学校の体育施設（グラウンド、体育館、テニスコート、武道場等）や市立スポーツ施設を主な活動場所とし、スポーツ振興課がその確保を担います。また、文化芸術活動については、公民館のほか、みどり市立小中学校・義務教育学校の普通教室や特別教室を活動場所とし、社会教育課がその確保を担います。

休日の移動手段については、近い場所であれば自力での移動となりますが、離れている場合は保護者による送迎となります。夏季休業などの長期休業中の平日では、保護者による送迎ができなくなる家庭が多いため、みどり市地域クラブ活動用のバスが運行できるよう検討中です。

5 活動費

直営型クラブにおいては参加者からの活動費によって自立的な運営を行い、将来にわたって持続可能な活動体制を構築します。活動費の額は種目の特性により異なりますが、保護者の負担過重とならないよう配慮し、誰もが参加しやすい適切な費用設定を検討していきます。